



消費生活ほっと通信



ベン君

テーマ 「成年年齢が**18歳**に引き下げ」

- ・「成年年齢 18歳」になると何ができる？
- ・若者に多い消費者トラブル



フクロウ博士

2022年4月1日から、民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられます。すでに18歳、19歳に達している人もその日から新成人となります。

「成年年齢 18歳」になると何ができる？

成年に達すると、自分ひとりでできることが増えるよ。
たとえば、親の同意を得なくてもさまざまな**契約**が自分でできるようになるんだよ。

【契約の例】

- 携帯電話を契約する
- クレジットカードをつくる
- ひとり暮らしのためにアパートを借りる
- ローンを組む



一方で、未成年者が親などの法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利（未成年者取消権）は、行使できなくなるんだ。

若者は、契約に関する知識や社会経験が乏しく、契約のルールや内容をよく理解していないこともあるよね。こういった保護がなくなったばかりの成年をねらう悪質な業者も少なくないんだよ。成年年齢引き下げ後は、18・19歳の悪質商法による消費者トラブルの増加が懸念されているんだ。



消費者庁イラスト集より

**18歳・19歳が悪質な業者に狙われる??
消費者トラブルに十分に注意しよう!**

若者に多い消費者トラブル



若者に多い消費者トラブルってどんなものがあるの？

若者に多い相談の傾向として、**副業サイト**や**暗号資産・FX**への投資などの**もうけ話**、**エステ**や**医療脱毛**などの**美容**に関する相談が多く寄せられているんだよ。

【事例1】

SNSで知り合った人から「副業ビジネスをしている先生を紹介する」というメッセージが届き、カフェで待ち合わせをした。先生だという人からアフィリエイトビジネスを紹介され、40万円のコンサルタント契約を勧められたが、高額なので迷っていたら「この機会を逃してはいけない」と言われ、契約書に署名して複数のクレジットカードを使い、一括で支払った。クーリング・オフの申し出をしたが、応じてくれなかった。解約したい。



【事例2】

ネット広告を見て脱毛クリニックに出向くと、カウンセリング後に1年間通い放題の全身脱毛コースを勧められた。個別クレジット(※)で60回払いにした。2回施術を受けたが、高いと思い始め、中途解約を申し出た。解約できたが、施術済の料金が高く納得できない。



※個別クレジット…商品の購入ごとに分割払いの申込みをする方法。

【事例3】

3か月前、月に2回、年に24回レッスンを受けられると言われ、芸能事務所と契約し、レッスン料をクレジットカードの分割払いで支払うことにした。その後、1度レッスンを受けたきり、2か月前から事務所と連絡がとれなくなった。毎月カードに約1万円のレッスン料の請求がある。受けられないレッスン料は払いたくない。



事例のように、契約内容の説明が不十分だったり、解約させないケースもあるよ。安易に契約すると消費者トラブルにあってしまう可能性があるんだ。契約のルールを知ったうえで、その契約が本当に必要かどうかをよく検討することが大切だよ。家族等周囲の人の意見を聞いたり、不安に思った時、トラブルにあった時は消費生活センターに相談しよう！

豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は豊島区消費生活センターで受け付けています。困ったときは、消費生活センターに相談しましょう！



【相談専用電話】 03-3984-5515

(午前9時30分から午後4時 土・日・祝日・年末年始を除く)